

第617回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和7年11月19日（水）

午後2時から

場所：水産試験場内水面支場旧本館2階会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 出席委員報告
現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名
- 4 議事録署名人の選出について
委員 委員
- 5 議 題
第1号議案 あゆ特別採捕許可について（協議）
- 6 報告事項
(1) 採捕の許可の更新等について（さより建てさし網他）
(2) 資源管理の状況等の報告
- 7 その他
- 8 閉 会

あゆ特別採捕許可について

令和 7 年 11 月 19 日
茨城県農林水産部漁政課

1 経緯

久慈川漁業協同組合から令和 8 年春にアユの汲み上げ放流を目的としたあゆの特別採捕許可申請の意向が示された。

増養殖用あゆの特別採捕については、「あゆの特別採捕許可取扱方針（以下、「取扱方針」という。）」に基づき、昭和 62 年度から実施されてきたが、近年では平成 27 年度の久慈川漁業協同組合への許可発給を最後に、当該許可の申請及び発給は行われていない。

その後、茨城県内水面漁業調整規則の改正（令和 2 年 11 月）及び第 5 種共同漁業権の免許切替（令和 5 年 9 月、令和 6 年 1 月）が行われ、取扱方針と現行の調整規則等の内容に乖離が生じている箇所があることから、所要の改正を行いたい。

2 改正案の内容及び理由

（1）茨城県内水面漁業調整規則の改正に伴う改正（第 1、第 8、第 9、第 12 の改正）

茨城県内水面漁業調整規則が令和 2 年度に改正施行されたことから、関係条文等を改正する。

（2）第 5 種共同漁業権の免許切替等に伴う改正

（第 2、第 3、第 5、第 7、第 8、第 9、第 11 の改正）

本県においては令和 6 年 1 月、千葉県においては令和 5 年 9 月に第 5 種共同漁業権の免許切替が行われたことから、漁業権漁場及び免許番号を改正する。

（3）体裁の統一（全ての条及び附則の改正）

表中の文言は左詰めとし、一桁数字は全角、二桁以上の数字は半角とし、「〃」の文言を「ヶ統以内」または「名以内」に改め、「,」を「,」に改める。

あゆの特別採捕許可取扱方針（案）

（趣旨）

第1 増養殖用あゆの特別採捕に関する取扱いについては、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱い方針の定めるところによる。

（適用範囲）

第2 この方針は、利根川、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、大北川及び桜川に適用する。

（許可の基準）

第3 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対し許可する。

河川名	許可の対象者	採捕目的
利根川、涸沼（涸沼川を含む。）	茨城県内水面漁業協同組合連合会	(1) 第1順位 県内河川放流用 (2) 第2順位 県内の養殖用 (3) 第3順位 その他の増養殖種苗用
那 珂 川	那珂川漁業協同組合	県内那珂川水系の河川放流用
久 慈 川	久慈川漁業協同組合	県内久慈川水系の河川放流用
大 北 川	大北川漁業協同組合	県内大北川水系の河川放流用
桜 川	桜川漁業協同組合	県内桜川水系の河川放流用

（採捕数量）

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕数量及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況
- (4) 漁場の利用状況

（採捕区域）

第5 特別採捕により採捕できる区域は、利根川のうち茨城県水面、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、大北川及び桜川とする。

（採捕期間）

第6 特別採捕により採捕できる期間は、3月10日から5月31日までとする。

（使用漁具）

第7 特別採捕に使用することができる漁具及びその統数は、次の表に掲げる範囲とする。

採捕区域	漁 具	統 数
利 根 川	張網	60ヶ統以内
涸沼（涸沼川を含む。）	張網	27ヶ統以内

那珂川	四ツ手網 さで網 たも網 ふくろ網 投網	1ヶ統以内 5ヶ統以内 2ヶ統以内 1ヶ統以内 1ヶ統以内
久慈川	たも網 投網 四ツ手網	3ヶ統以内 3ヶ統以内 3ヶ統以内
大北川	たも網 投網	3ヶ統以内 3ヶ統以内
桜川	四ツ手網 投網 さで網	2ヶ統以内 1ヶ統以内 1ヶ統以内

(採捕従事者)

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員(許可の対象者が漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち次に掲げる員数の範囲であって、かつ、規則第9条の規定に該当しない者でなければならない。

採捕区域	採捕従事者の員数
利根川	12名以内
涸沼(涸沼川を含む。)	27名以内
那珂川	10名以内
久慈川	7名以内
大北川	7名以内
桜川	5名以内

(許可の申請)

第9 特別採捕の許可を受けようとするものは、規則に定める様式による申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕区域図
- (2) 採捕及び供給計画書
- (3) 漁業協同組合連合会が申請する場合にあっては、理事会の議事録抄本及び採捕区域に漁業権を有する者(内共第14号共同漁業権漁場に係わる採捕区域にあっては、茨城県内に所在する漁業権者)の採捕同意書(写し)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(制限又は条件)

第10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前記の採捕従事者証を携帯しなければならない。

- (3) 許可を受けた者は、採捕及び供給の状況を特別採捕終了後速やかに知事に報告しなければならない。また、知事が中間報告を求めた場合は、これに従わなければならない。
- (4) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (5) 採捕従事者に違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

第 11 許可の対象者が那珂川、久慈川、大北川又は桜川漁業協同組合の場合は、採捕したあゆを当該漁業協同組合の受有する共同漁業権区域の河川に放流しなければならない。

(報 告)

第 12 規則第 41 条 5 項に基づく報告は、許可期間終了後 1 ヶ月以内とする。

第 13 知事が必要と認められるときは、中間報告を求めることがある。

(採捕従事者の違反に対する借置)

第 14 特別採捕に違反した者に対しては、違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外することがある。ただし、悪質な違反の場合は、次年度の採捕について、採捕従事者として認めないこともある。

付 則

- 1 この方針は、昭和 53 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 あゆ種苗の特別採捕に関する取扱方針（昭和 52 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この方針は、昭和 58 年 1 月 29 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、昭和 59 年 2 月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成 8 年 2 月 7 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成 12 年 1 月 28 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成 19 年 3 月 2 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和●年●月●日から施行する。

あゆの特別採捕許可取扱方針

(趣旨)

第1 増養殖用あゆの特別採捕に関する取扱いについては、茨城県内水面漁業調整規則（昭和40年茨城県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱い方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針は、利根川、江戸川、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、十王川、大北川及び桜川に適用する。

(許可の基準)

第3 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対し許可する。

河川名	許可の対象者	採捕目的
利根川、江戸川、 涸沼（涸沼川を 含む。）	茨城県内水面漁業 協同組合連合会	(1) 第1順位 県内河川放流用 (2) 第2順位 県内の養殖用 (3) 第3順位 その他の増養殖種苗用
那 珂 川	那珂川漁業協同組合	県内那珂川水系の河川放流用
久 慈 川	久慈川漁業協同組合	県内久慈川水系の河川放流用
十 王 川	十王川漁業協同組合	県内十王川水系の河川放流用
大 北 川	大北川漁業協同組合	県内大北川水系の河川放流用
桜 川	桜川漁業協同組合	県内桜川水系の河川放流用

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕数量及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、利根川及び江戸川のうち茨城県水面、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、十王川、大北川並びに桜川とする。

(採捕期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、3月10日から5月31日までとする。

(使用漁具)

第7 特別採捕に使用することができる漁具及びその統数は、次の表に掲げる範囲とする。

採捕区域	漁具	統数
利根川	張網	60ヶ統以内
江戸川	張網	10 〃
涸沼（涸沼川を含む。）	張網	27 〃
那珂川	四ツ手網	1 〃
	さで網	5 〃
	たも網	2 〃
	ふくろ網	1 〃
	投網	1 〃
久慈川	たも網	3 〃
	投網	3 〃
	四ツ手網	3 〃
十王川	四ツ手網	1 〃
	ひき網	1 〃
大北川	たも網	3 〃
	投網	3 〃
桜川	四ツ手網	2 〃
	投網	1 〃
	さで網	1 〃

（採捕従事者）

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員（許可の対象者が漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち次に掲げる員数の範囲であって、かつ、規則第19条の規定に該当しない者でなければならない。

採捕区域	採捕従事者の員数
利根川	12名以内
江戸川	2 〃
涸沼（涸沼川を含む。）	27 〃
那珂川	10 〃
久慈川	7 〃
十王川	8 〃
大北川	7 〃
桜川	5 〃

（許可の申請）

第9 特別採捕の許可を受けようとするものは、規則第9号様式による申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕区域図
- (2) 採捕及び供給計画書
- (3) 漁業協同組合連合会が申請する場合にあっては、理事会の議事録抄本及び採捕区域に漁業権を有する者（内共第15号及び内共第11号共同漁業権漁場に係わる採捕区域にあっては、

茨城県内に所在する漁業権者)の採捕同意書(写し)

(4) その他知事が必要と認める書類

(制限又は条件)

第10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前記の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 許可を受けた者は、採捕及び供給の状況を特別採捕終了後速やかに知事に報告しなければならない。また、知事が中間報告を求めた場合は、これに従わなければならない。
- (4) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (5) 採捕従事者に違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

第11 許可の対象者が那珂川、久慈川、十王川、大北川又は桜川漁業協同組合の場合は、採捕したあゆを当該漁業協同組合の受有する共同漁業権区域の河川に放流しなければならない。

(報告)

第12 規則第34条5項に基づく報告は、許可期間終了後1ヶ月以内とする。

第13 知事が必要と認められるときは、中間報告を求めることがある。

(採捕従事者の違反に対する措置)

第14 特別採捕に違反した者に対しては、違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外することがある。ただし、悪質な違反の場合は、次年度の採捕について、採捕従事者として認めないこともある。

付 則

- 1 この方針は、昭和53年3月7日から施行する。
- 2 あゆ種苗の特別採捕に関する取扱方針(昭和52年4月1日制定)は、廃止する。

付 則

- 1 この方針は、昭和58年1月29日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、昭和59年2月8日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成8年2月7日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成12年1月28日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成19年3月2日から施行する。

あゆの特別採捕許可取扱方針新旧対照表（案）

変 更 後			現 行		
あゆの特別採捕許可取扱方針			あゆの特別採捕許可取扱方針		
<p>(趣旨)</p> <p>第1 増養殖用あゆの特別採捕に関する取扱いについては、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱い方針の定めるところによる。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2 この方針は、利根川、<u> </u> 涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、<u> </u> 大北川及び桜川に適用する。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第3 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対し許可する。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1 増養殖用あゆの特別採捕に関する取扱いについては、茨城県内水面漁業調整規則（昭和40年茨城県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱い方針の定めるところによる。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2 この方針は、利根川、<u>江戸川</u>、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、<u>十王川</u>、大北川及び桜川に適用する。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第3 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対し許可する。</p>		
河川名	許可の対象者	採捕目的	河川名	許可の対象者	採捕目的
利根川、 <u> </u> 涸沼（涸沼川を含む。）	茨城県内水面漁業協同組合連合会	(1) 第1順位 県内河川放流用 (2) 第2順位 県内の養殖用 (3) 第3順位 その他の増養殖種苗用	利根川、 <u>江戸川</u> 、 涸沼（涸沼川を含む。）	茨城県内水面漁業協同組合連合会	(1) 第1順位 県内河川放流用 (2) 第2順位 県内の養殖用 (3) 第3順位 その他の増養殖種苗用
那 珂 川	那珂川漁業協同組合	県内那珂川水系の河川放流用	那 珂 川	那珂川漁業協同組合	県内那珂川水系の河川放流用
久 慈 川	久慈川漁業協同組合	県内久慈川水系の河川放流用	久 慈 川	久慈川漁業協同組合	県内久慈川水系の河川放流用
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>十 王 川</u>	<u>十王川漁業協同組合</u>	県内十王川水系の河川放流用
大 北 川	大北川漁業協同組合	県内大北川水系の河川放流用	大 北 川	大北川漁業協同組合	県内大北川水系の河川放流用
桜 川	桜川漁業協同組合	県内桜川水系の河川放流用	桜 川	桜川漁業協同組合	県内桜川水系の河川放流用

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕数量及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、利根川_____のうち茨城県水面、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、_____大北川及び桜川とする。

(採捕期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、3月10日から5月31日までとする。

(使用漁具)

第7 特別採捕に使用することができる漁具及びその統数は、次の表に掲げる範囲とする。

採捕区域	漁具	統数
利根川	張網	60ヶ統以内
_____	_____	_____
涸沼（涸沼川を含む。）	張網	27ヶ統以内
那珂川	四ツ手網	1ヶ統以内
	さで網	5ヶ統以内
	たも網	2ヶ統以内
	ふくろ網	1ヶ統以内
	投網	1ヶ統以内
久慈川	たも網	3ヶ統以内

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕数量及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、利根川及び江戸川のうち茨城県水面、涸沼（涸沼川を含む。）、那珂川、久慈川、十王川、大北川並びに桜川とする。

(採捕期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、3月10日から5月31日までとする。

(使用漁具)

第7 特別採捕に使用することができる漁具及びその統数は、次の表に掲げる範囲とする。

採捕区域	漁具	統数
利根川	張網	60ヶ統以内
江戸川	張網	10 〃
涸沼（涸沼川を含む。）	張網	27 〃
那珂川	四ツ手網	1 〃
	さで網	5 〃
	たも網	2 〃
	ふくろ網	1 〃
	投網	1 〃
久慈川	たも網	3 〃

	投網 四ツ手網	3ヶ統以内 3ヶ統以内
_____	_____	_____
大北川	たも網 投網	3ヶ統以内 3ヶ統以内
桜川	四ツ手網 投網 さで網	2ヶ統以内 1ヶ統以内 1ヶ統以内

(採捕従事者)

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員（許可の対象者が漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち次に掲げる員数の範囲であって、かつ、規則第9条の規定に該当しない者でなければならない。

採捕区域	採捕従事者の員数
利根川	12名以内
_____	_____
涸沼（涸沼川を含む。）	27名以内
那珂川	10名以内
久慈川	7名以内
_____	_____
大北川	7名以内
桜川	5名以内

(許可の申請)

第9 特別採捕の許可を受けようとするものは、規則に定める様式による申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 採捕区域図

	投網 四ツ手網	3 〃 3 〃
十王川	四ツ手網 ひき網	1 〃 1 〃
大北川	たも網 投網	3 〃 3 〃
桜川	四ツ手網 投網 さで網	2 〃 1 〃 1 〃

(採捕従事者)

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員（許可の対象者が漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち次に掲げる員数の範囲であって、かつ、規則第19条の規定に該当しない者でなければならない。

採捕区域	採捕従事者の員数
利根川	12名以内
江戸川	2 〃
涸沼（涸沼川を含む。）	27 〃
那珂川	10 〃
久慈川	7 〃
十王川	8 〃
大北川	7 〃
桜川	5 〃

(許可の申請)

第9 特別採捕の許可を受けようとするものは、規則第9号様式による申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 採捕区域図

- (2) 採捕及び供給計画書
- (3) 漁業協同組合連合会が申請する場合にあつては、理事会の議事録抄本及び採捕区域に漁業権を有する者（内共第 14 号 _____）
共同漁業権漁場に係わる採捕区域にあつては、茨城県内に所在する漁業権者）の採捕同意書（写し）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（制限又は条件）

第 10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前記の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 許可を受けた者は、採捕及び供給の状況を特別採捕終了後速やかに知事に報告しなければならない。また、知事が中間報告を求めた場合は、これに従わなければならない。
- (4) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (5) 採捕従事者に違反行為があつたときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

第 11 許可の対象者が那珂川、久慈川、_____大北川又は桜川漁業協同組合の場合は、採捕したあゆを当該漁業協同組合の受有する共同漁業権区域の河川に放流しなければならない。

（報 告）

第 12 規則第 41 条 5 項に基づく報告は、許可期間終了後 1 ヶ月以内とする。

第 13 知事が必要と認められるときは、中間報告を求めることがある。

- (2) 採捕及び供給計画書
- (3) 漁業協同組合連合会が申請する場合にあつては、理事会の議事録抄本及び採捕区域に漁業権を有する者（内共第 15 号及び内共第 11 号共同漁業権漁場に係わる採捕区域にあつては、茨城県内に所在する漁業権者）の採捕同意書（写し）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（制限又は条件）

第 10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前記の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 許可を受けた者は、採捕及び供給の状況を特別採捕終了後速やかに知事に報告しなければならない。また、知事が中間報告を求めた場合は、これに従わなければならない。
- (4) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (5) 採捕従事者に違反行為があつたときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

第 11 許可の対象者が那珂川、久慈川、十王川、大北川又は桜川漁業協同組合の場合は、採捕したあゆを当該漁業協同組合の受有する共同漁業権区域の河川に放流しなければならない。

（報 告）

第 12 規則第 34 条 5 項に基づく報告は、許可期間終了後 1 ヶ月以内とする。

第 13 知事が必要と認められるときは、中間報告を求めることがある。

(採捕従事者の違反に対する借置)

第14 特別採捕に違反した者に対しては、 違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外することがある。ただし、 悪質な違反の場合は、 次年度の採捕について、 採捕従事者として認めないこともある。

付 則

- 1 この方針は、 昭和 53年3月7日から施行する。
- 2 あゆ種苗の特別採捕に関する取扱方針（昭和 52年4月1日制定）は、 廃止する。

付 則

- 1 この方針は、 昭和 58年1月 29日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 昭和 59年2月8日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 平成8年2月7日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 平成 12年1月 28日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 平成 19年3月2日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 年 月 日から施行する。

(採捕従事者の違反に対する借置)

第14 特別採捕に違反した者に対しては、 違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外することがある。ただし、 悪質な違反の場合は、 次年度の採捕について、 採捕従事者として認めないこともある。

付 則

- 1 この方針は、 昭和 53年3月7日から施行する。
- 2 あゆ種苗の特別採捕に関する取扱方針（昭和 52年4月1日制定）は、 廃止する。

付 則

- 1 この方針は、 昭和 58年1月 29日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 昭和 59年2月8日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 平成8年2月7日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 平成 12年1月 28日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、 平成 19年3月2日から施行する。

採捕の許可について

令和7年11月19日
茨城県農林水産部漁政課

茨城県内水面漁業調整規則第30条に基づく水産動植物の採捕の許可のうち、令和7年度末までに許可の有効期間が満了する以下の1及び2の漁具漁法については、現行の取扱要領に基づき更新又は新規許可の発給作業を行う。

また、以下の3の漁具漁法については、取扱要領を改正のうえ、更新又は新規許可の発給作業を行う。

1 さより建さし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	15件以内
採捕区域	茨内共第14号共同漁業権漁場内（涸沼川）
採捕期間	3月15日から5月31日まで
許可有効期間	令和5年3月1日～令和8年2月末日

(2) 許可件数の推移（一斉更新時の許可件数）

漁協／年度	H29	R2	R5
大涸沼	9	8	7

(3) 採捕状況

期 間	R5. 3. 15～R5. 5. 31	R6. 3. 15～R6. 5. 31	R7. 3. 15～R7. 5. 31
採捕日数（人・日）	21	25	10
採捕重量（kg）	25	72	7

(4) 要望等（漁協聞き取り）

大涸沼：引き続き、現在の内容で許可を希望する。

2 しじみかき

(1) 現行許可の概要

許可する統数 (考え方)	当該共同漁業権の免許を受けていた者の組合員であって、かつ、現にその漁業を行使していた者、相続によりその地位を承継した者及び許可受有者のもとで当該漁業に従事していた者であって、許可受有者の廃業に伴い自立しようとする者に限る。
採捕区域	当該共同漁業権の漁場区域
採捕期間	4月1日から翌年3月31日まで
許可有効期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日

(2) 許可件数の推移（一斉更新時の許可件数）

漁協／年度	H29	R2	R5
はさき	13	10	8
常陸川	13	13	13

(3) 採捕状況

漁協	期 間	R5. 4. 1～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R7. 3. 31	R7. 4. 1～R7. 9. 30
はさき	採捕日数 (人・日)	0	0	0
	採捕重量 (kg)	0	0	0
常陸川	採捕日数 (人・日)	575	645	319
	採捕重量 (kg)	425	400	232

(4) 要望等（漁協聞き取り）

はさき：操業実績はなかったが、漁業経営の手段として、今後しじみかきの操業を行う可能性があるため、引き続き許可を希望する。

常陸川：引き続き、現在の内容で許可を希望する。※人工採卵、種苗放流毎年実施。

3 雑魚建さし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	茨内共第1号共同漁業権 84件以内 茨内共第2号共同漁業権 50件以内
採捕区域	茨内共第1号共同漁業権漁場区域(利根川下流、神栖市地先) 茨内共第2号共同漁業権漁場区域(常陸利根川及び利根川、神栖市地先)
採捕期間	1月1日から12月31日まで
許可有効期間	茨内共第1号共同漁業権 令和5年3月15日～令和8年3月14日 茨内共第2号共同漁業権 令和5年1月1日～令和7年12月31日

(2) 許可件数の推移（一斉更新時の許可件数）

漁協／年度	H29	R2	R5
はさき	72	65	62
常陸川	40	34	40

(3) 採捕状況

漁協	期 間	R5. 3. 15～R5. 12. 31	R6. 1. 1～R6. 12. 31	R7. 1. 1～R7. 9. 30
はさき	採捕日数 (人・日)	0	0	0
	採捕重量 (kg)	0	0	0
漁協	期 間	R5. 1. 1～R5. 12. 31	R6. 1. 1～R6. 12. 31	R7. 1. 1～R7. 6. 30
常陸川	採捕日数 (人・日)	678	547	151
	採捕重量 (kg)	91,826	30,352	6,578

(4) 要望等（漁協聞き取り）

はさき：操業実績はなかったが、漁業経営の手段として、今後雑魚建さし網の操業を行う可能性があるため、引き続き許可を希望する。

常陸川：水深が年々深くなっているため、採捕に用いる漁具の網幅を5mに変更したい。

(5) 取扱要領の改正について

- ・常陸川漁協より要望があったさし網の網幅の拡大について、関係資料を確認したところ、茨内共第2号共同漁業権漁場区域の一部で水深が深くなっている現象が確認された。
- ・このことから、取扱要領4許可の基準(4)で定める網幅(丈)の添網の長さについて、茨内共第2号共同漁業権漁場区域においては5.0メートル以内、として改正したい。
- ・茨内共第1号共同漁業権の漁業権者であるはさき漁協からは、茨内共第2号における網幅の長さの改正について、支障ない旨の回答があった。

さし網のうちさより建さし網による採捕の許可に関する取扱要領

さし網のうちさより建さし網（以下「本漁業」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可の最高限度

許可の最高限度は、15件とする。

2 許可の対象者

(1) 許可の対象者

茨内共第14号共同漁業権者の同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 現に、本漁法による採捕の許可を受有し、かつ、採捕の実績を有する者

イ 本漁法の採捕を廃止する者がある場合において、その廃止に見合う範囲で所属組合長から推薦を受けた者

ウ 知事が特に認めた者

(2) 許可をしない場合

次に該当する場合は許可しない。

ア 同一人が2件以上の申請を行った場合

3 許可の有効期間

3年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第14号共同漁業権漁場区域のうち、涸沼川とする。

(2) 採捕期間は、3月15日から5月31日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 採捕に使用することができる漁具は1ヵ統とし、浮子網の仕立上がり23.4メートル、網丈の添綱は長さ1.2メートル以内とする。

(5) 漁具の施設中は、許可番号、氏名を記した1辺が15センチメートル以上の旗を水面から1メートル以上の高さに表示しなければならない。

(6) 船舶の航行を妨げてはならない。

(7) 網は2枚以上かさね合わせて使用してはならない。

(8) 網の目合は、2.3センチメートル以上でなければならない。

付則

この取扱要領は、昭和59年2月25日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和元年12月18日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。

霞ヶ浦開発事業等に伴い漁業権から削除された漁業に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 霞ヶ浦開発事業等に伴い共同漁業権の内容から削除された漁業については、漁業秩序の維持及び資源の有効利用の観点から知事許可漁業とし可能な限り積極的に利用することとし、その許可に当たっては、茨城県内水面漁業調整規則に定めるほかこの方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針を適用する者は、当該共同漁業権の免許を受けていた者の組合員であって、かつ、現にその漁業を行使していた者、相続によりその地位を承継した者及び許可受有者のもとで当該漁業に従事していた者であって、許可受有者の廃業に伴い自立しようとする者に限るものとする。

(操業区域)

第3 操業区域は、当該共同漁業権の漁場区域とする。

(許可申請書の添付書類)

第4 この許可の申請に際しては、茨城県内水面漁業調整規則第30条第13項で準用する第8条第2項に定める添付書類のほか、この許可に係る漁業補償等は一切要求しない旨の誓約書を添付することとする。

付 則

- (1) この方針は、昭和53年3月23日から施行する。
- (2) この方針の霞ヶ浦開発事業等とは、霞ヶ浦開発事業、利根川河口堰設置事業、その他河川事業等公共事業の施行並びに常陸川水門操作をいう。

付 則

この方針は、平成14年1月17日から施行する。

付 則

この方針は、令和2年12月1日から施行する。

さし網のうち雑魚建さし網による採捕の許可に関する取扱要領

さし網のうち雑魚建さし網（以下「本漁業」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則（以下、「規則」という）の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可する統数

許可の最高限度は、茨内共第1号漁業権漁場区域にあつては、84件、茨内共第2号漁業権漁場区域にあつては、50件とする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

茨内共第1号共同漁業権者又は茨内共第2号共同漁業権者の同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 現に、本漁法による採捕の許可を受有し、かつ、採捕の実績を有する者

イ 本漁法の採捕を廃止する者がある場合においてその廃止に見合う範囲内で所属組合長から推薦を受けた者

ウ 知事が特に認めた者

(2) 許可をしない場合

次に該当する場合は許可しない。

ア 同一人が2件以上の申請を行った場合

3 許可の有効期間

3年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、同意を得た漁業権者が免許を受けている共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、1月1日から12月31日とする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 採捕に用いる漁具1張りは、浮子網の仕立て上がり120メートル、網幅(丈)の添網は長さ2.5メートル以内とし、これを1カ統と称し、同一人が使用できる統数は、4カ統以内でなければならない。

(5) 漁具の敷設に際し、昼間にあつては、1カ統ごとに許可番号を記した1辺30センチメートルの旗を水面上1メートル以上の高さに設置しなければならない。

なお、夜間にあつては、点滅灯を併せて設置しなければならない。

(6) 網地は、2枚以上かさね合わせて使用してはならない。

- (7) 網の目合は、茨内共第1号漁業権漁場区域においては、5.4センチメートル以上、茨内共第2号漁業権漁場区域においては、3.3センチメートル以上でなければならない。
- (8) 茨内共第2号漁業権漁場区域のうち、利根川本流の区域では、10月1日から11月30日までの間、操業してはならない。
- (9) 操業時間（投網開始時から揚網完了時までをいう。）は、茨内共第2号漁業権漁場区域にあつては、午後3時から翌日午前8時までとする。
- (10) 他種漁業の妨害をしてはならない。
- (11) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、昭和59年2月25日から施行する。

付則

この取扱要領は、昭和62年1月19日から施行する。

付則

この取扱要領は、平成25年12月18日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。

さし網のうち雑魚建さし網による採捕の許可に関する取扱要領の一部改正の概要

1 改正の内容及び理由

(1) 漁場環境の変化に伴う改正（4(4)の改正）

茨内共第2号共同漁業権漁場区域の一部で水深が深くなっている現象が確認されたことから、さし網の網幅に係る規定を改正する。

(2) 文言の適正化（1、4(4)、4(7)～(9)の改正）

共同漁業権の「共同」が抜けている箇所があったため追記し、浮子網の長さに関する規定は内容を明確化するため「以内」を追記する。

2 施行日

改正した日から施行する。

さし網のうち雑魚建さし網による採捕の許可に関する取扱要領（案）

さし網のうち雑魚建さし網（以下「本漁業」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則（以下、「規則」という）の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可する統数

許可の最高限度は、茨内共第1号共同漁業権漁場区域にあつては、84件、茨内共第2号共同漁業権漁場区域にあつては、50件とする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

茨内共第1号共同漁業権者又は茨内共第2号共同漁業権者の同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 現に、本漁法による採捕の許可を受有し、かつ、採捕の実績を有する者

イ 本漁法の採捕を廃止する者がある場合においてその廃止に見合う範囲内で所属組合長から推薦を受けた者

ウ 知事が特に認めた者

(2) 許可をしない場合

次に該当する場合は許可しない。

ア 同一人が2件以上の申請を行った場合

3 許可の有効期間

3年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、同意を得た漁業権者が免許を受けている共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、1月1日から12月31日とする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 採捕に用いる漁具1張りは、浮子網の仕立て上がり120メートル以内、網幅(丈)の添網の長さは茨内共第1号共同漁業権漁場区域においては2.5メートル以内、茨内共第2号共同漁業権漁場区域においては5.0メートル以内とし、これを1カ統と称し、同一人が使用できる統数は、4カ統以内でなければならない。

(5) 漁具の敷設に際し、昼間にあつては、1カ統ごとに許可番号を記した1辺30センチメートルの旗を水面上1メートル以上の高さに設置しなければならない。

なお、夜間にあつては、点滅灯を併せて設置しなければならない。

- (6) 網地は、2枚以上かさね合わせて使用してはならない。
- (7) 網の目合は、茨内共第1号共同漁業権漁場区域においては、5.4センチメートル以上、茨内共第2号共同漁業権漁場区域においては、3.3センチメートル以上でなければならない。
- (8) 茨内共第2号共同漁業権漁場区域のうち、利根川本流の区域では、10月1日から11月30日までの間、操業してはならない。
- (9) 操業時間（投網開始時から揚網完了時までをいう。）は、茨内共第2号共同漁業権漁場区域にあつては、午後3時から翌日午前8時までとする。
- (10) 他種漁業の妨害をしてはならない。
- (11) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、昭和59年2月25日から施行する。

付則

この取扱要領は、昭和62年1月19日から施行する。

付則

この取扱要領は、平成25年12月18日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和●年●月●日から施行する。

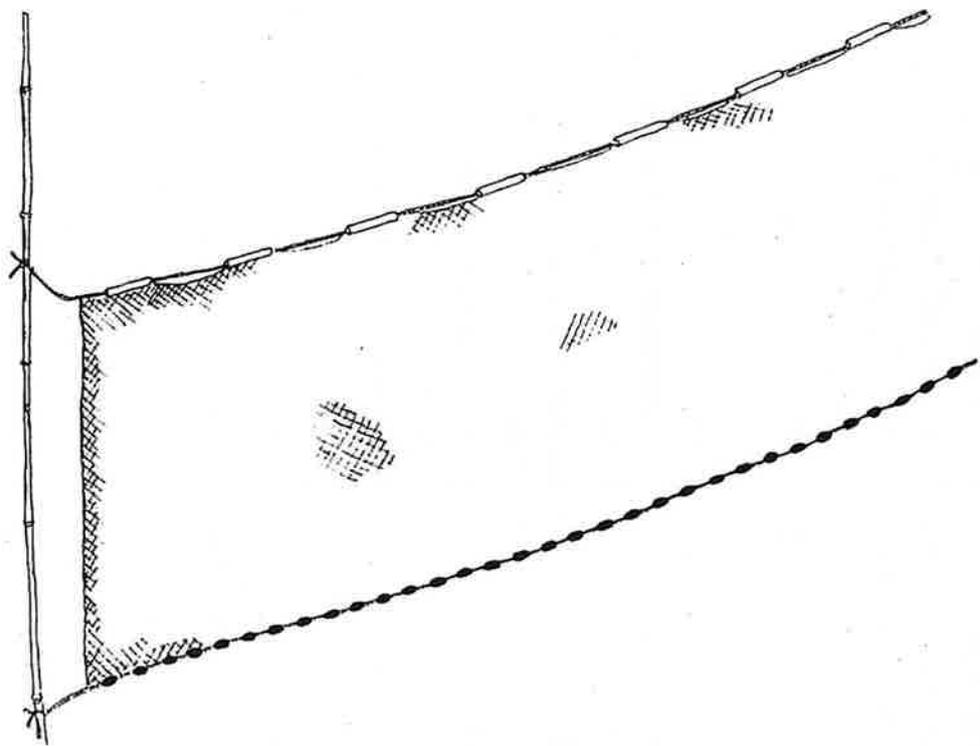
さし網のうち雑魚建さし網に関する取扱要領新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>さし網のうち雑魚建さし網による採捕の許可に関する取扱要領</p> <p>さし網のうち雑魚建さし網（以下「本漁業」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則（以下、「規則」という）の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。</p> <p>1 許可する統数</p> <p>許可の最高限度は、茨内共第1号共同漁業権漁場区域にあつては、84件、茨内共第2号共同漁業権漁場区域にあつては、50件とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 許可の条件</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 採捕に用いる漁具1張りは、浮子綱の仕立て上がり120メートル以内、網幅(丈)の添綱の長さは茨内共第1号共同漁業権漁場区域においては2.5メートル以内、茨内共第2号共同漁業権漁場区域においては5.0メートル以内とし、これを1カ統と称し、同一人が使用できる統数は、4カ統以内でなければならぬ。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 網の目合は、茨内共第1号共同漁業権漁場区域においては、5.4センチメートル以上、茨内共第2号共同漁業権漁場区域においては、3.3センチメートル以上でなければならぬ。</p> <p>(8) 茨内共第2号共同漁業権漁場区域のうち、利根川本流の区域では、</p>	<p>さし網のうち雑魚建さし網による採捕の許可に関する取扱要領</p> <p>さし網のうち雑魚建さし網（以下「本漁業」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則（以下、「規則」という）の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。</p> <p>1 許可する統数</p> <p>許可の最高限度は、茨内共第1号漁業権漁場区域にあつては、84件、茨内共第2号漁業権漁場区域にあつては、50件とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 許可の条件</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 採捕に用いる漁具1張りは、浮子綱の仕立て上がり120メートル以内、網幅(丈)の添綱の長さは_____2.5メートル以内_____とし、これを1カ統と称し、同一人が使用できる統数は、4カ統以内でなければならぬ。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 網の目合は、茨内共第1号漁業権漁場区域においては、5.4センチメートル以上、茨内共第2号漁業権漁場区域においては、3.3センチメートル以上でなければならぬ。</p> <p>(8) 茨内共第2号漁業権漁場区域のうち、利根川本流の区域では、</p>

<p>10月1日から11月30日までの間、操業してはならない。</p> <p>(9) 操業時間 (投網開始時から揚網完了時までをいう。)は、茨内共第2号共回漁業権漁場区域にあっては、午後3時から翌日午前8時までとする。</p> <p>(10) ～ (11) (略)</p> <p>付則 この取扱要領は、昭和59年2月25日から施行する。</p> <p>付則 この取扱要領は、昭和62年1月19日から施行する。</p> <p>付則 この取扱要領は、平成25年12月18日から施行する。</p> <p>付則 この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p><u>付則</u> <u>この取扱要領は、令和●●年●●月●●日から施行する。</u></p>	<p>10月1日から11月30日までの間、操業してはならない。</p> <p>(9) 操業時間 (投網開始時から揚網完了時までをいう。)は、茨内共第2号__漁業権漁場区域にあっては、午後3時から翌日午前8時までとする。</p> <p>(10) ～ (11) (略)</p> <p>付則 この取扱要領は、昭和59年2月25日から施行する。</p> <p>付則 この取扱要領は、昭和62年1月19日から施行する。</p> <p>付則 この取扱要領は、平成25年12月18日から施行する。</p> <p>付則 この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>_____ _____</p>
---	---

32 さし網

漁具の構造： 魚群の移動通過する場所を選んで設置し、網目に魚の頭部をささせたり、からませたりして魚を獲る網漁具の一つ。形は带状で、上部には浮子（アバ）、下部には沈子（イワ）がついている。網の目合や糸の太さは、対象魚によって多様である。



漁法： 網地が固定するように設置するか、流れにまかせるか、上層か、下層に張るかなど多様であるが、いずれも網が水中に鉛直に展張するようにする。

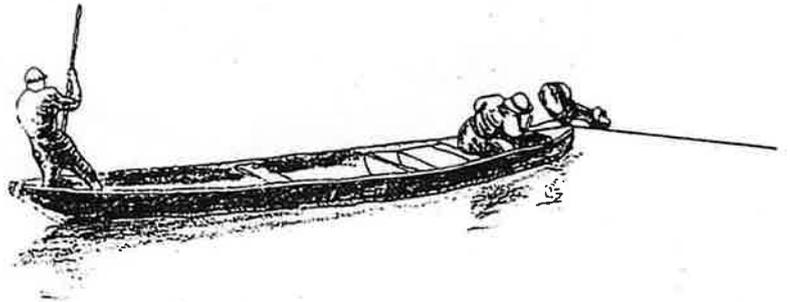
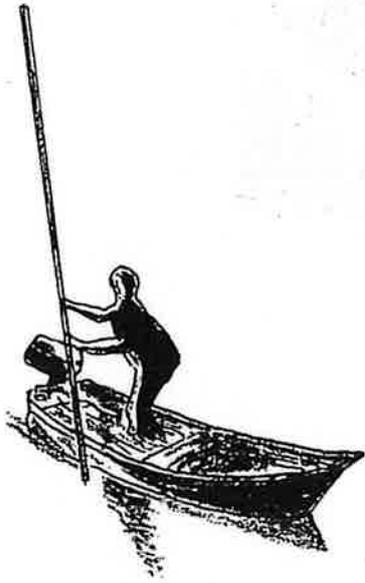
漁期： 周年

対象魚： こい、ふな、うぐい、わかさぎ

主な漁場： 県内全水域

5 しじみかき

漁具の構造： 長さ6 m前後、径6 cmのグラスファイバーのロッドの先端に、カッタまたはカッターと呼ばれる金属製の籠がついている。この籠は幅約70cm、高さ25cm、奥行き25cmの大きさで、前面にしじみをかき上げる刃がついており、しじみが籠の中に入る仕掛けになっている。



漁 第 859 号
令和7年11月10日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 八角 直道 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。

漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について

令和7年11月19日
茨城県農林水産部漁政課

1 資源管理状況等の報告義務化

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられている。

(漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項及び漁業法施行規則(昭和25年農林省令第16号)第28条第1項)

- ・知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会(※内水面は内水面漁場管理委員会)へ報告することが義務付けられている。

(漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項)

2 報告の概要

- ・対象期間 令和6年1月から同年12月までの間
- ・報告方法 既定の様式による。
- ・報告内容 主に以下の項目について報告

共同漁業権

(1) 資源管理に関する取組の実施状況	(2) 漁獲量その他の漁場活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁業の種類ごとの組合員行使権者数
②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況	②漁業の種類ごとの延べ操業日数
③資源の増殖に関する取組の実施状況	③採捕者数(遊漁券の販売枚数)
④その他の取組	④魚種別増殖実施量

区画漁業権(魚類)

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②魚種ごとの生産量及び生産金額

区画漁業権(真珠)

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②母貝数、生産量及び生産金額

3 報告結果について

共同漁業権漁場

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- ・各漁場とも、漁業権者から行使者（組合員）に対して、漁業法及び県漁業調整規則等、漁業関係法令について指導が行われ、法令が遵守された。

②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

○共通

- ・各漁場とも、組合員により、漁業の方法、統数又は規模の制限、区域及び期間等について、漁業権行使規則の規定が遵守された。

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第23号漁場において、しじみ保護区域の設定・漁具の制限が行われた。
- ・茨内共第24号漁場において、しじみ漁業では漁具・操業期間・操業時間・操業区域・全長の制限、えむし・かき漁業の操業区域制限が行われた。

③資源の増殖に関する取組の実施状況

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第23、24号漁場において、しじみ稚貝の種苗放流が行われた。

○第5種共同漁業権漁場

- ・各漁場において、目標増殖量に基づいた漁業権対象種の増殖が行われた。
- ・茨内共第4、5、12～15、17号漁場において、カワウの追い払いが行われた。
- ・茨内共第4、9～13、15号漁場において外来魚の駆除活動が行われた。
- ・茨内共第4、12～15号漁場において産卵場造成が行われた。

④その他の取組

- ・各漁場において、組合員による定期的な密漁監視活動が行われた。
- ・茨内共第2、4、5、6、12、13号漁場において学生を対象としたふな等の放流体験、広報誌へのふな放流の写真掲載、茨内共第15号漁場においてアユの友釣り教室が開催されるなど、地元の水産業への理解を深める活動が行われた。
- ・茨内共第1、3、4、5、9～14、24号漁場において、組合員、地域住民及び遊漁者等による漁場清掃活動が行われた。
- ・茨内共第3号において、アカミミガメの駆除活動が行われた。

(2) 漁獲量その他の漁場活用状況

①漁業の種類ごとの組合員行使権者数

②漁業の種類ごとの延べ操業日数

・別表1、2のとおり。

③採捕者数（遊漁券の発行枚数）

・別表3のとおり。

④魚種別増殖実施量

・別表4のとおり。

区画漁業権漁場（魚類）

【公示番号：茨内区第1号（水戸市谷中池） 漁業権者：(有)小平鯉金魚養殖場】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

・漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

・池の保守、水質管理が行われた。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

・漁場面積 : 3,858 m² ・養殖施設構造 : 木材
・養殖施設数 : 1,655 m² ・左のうち使用施設数 : 1,655 m²

②魚類の生産量及び生産金額

・生産量 : めだか 200,000 尾など
・生産金額 : 1 者のみの免許であるため、金額は公表しない

区画漁業権漁場（真珠）

【公示番号：茨内区第4号（小野川） 漁業権者：戸田真珠(有)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第5号（小野川） 漁業権者：清和真珠(株)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第6号（新利根川） 漁業権者：大湖真珠(株)、新利根漁協】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

・漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

・養殖数量を適切に管理し、漁場環境を悪化させないように管理された。
・養殖施設を適切に管理し、他者の漁業生産活動を妨げていない。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

茨内区第4号	・養殖施設構造	: フロート式
・漁場面積 : 12,400 m ²		筏式
・養殖施設数: フロート70台、筏20台	・左のうち使用施設数:	フロート61台
・母貝数 : 7,200個		筏15台

茨内区第5号	・養殖施設構造	: 筏式
・漁場面積 : 12,000 m ²	・左のうち使用施設数:	筏5台
・養殖施設数: 筏6台		
・母貝数 : 14,000個		

茨内区第6号	・養殖施設構造	: 筏式
・漁場面積 : 3,000 m ²	・左のうち使用施設数:	筏46台
・養殖施設数: 筏46台		
・母貝数 : 30,000個		

②魚類の生産量及び生産金額

茨内区第4号	
・生産量 : 1,800 匁	
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

茨内区第5号	
・生産量 : 2 貫目	
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

茨内区第6号	
・生産量 : 2,500 個	
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

※ 1 匁=3.75g (真珠4~5個) 1 貫=1,000 匁 (3,750g)

別表1 漁獲量その他の漁場の活用状況

漁場番号	茨内共第1号			茨内共第23号			茨内共第24号		
行使権者数	91			1,239			323		
漁業権者	はさき漁業協同組合			那珂川漁業協同組合 那珂川第一漁業協同組合			大湊沼漁業協同組合		
漁業の名称	延べ操業日数 (人・日)数	(漁獲量) (トン)	漁獲金額 (千円)額	延べ操業日数 (人・日)数	(漁獲量) (トン)	漁獲金額 (千円)額	延べ操業日数 (人・日)数	(漁獲量) (トン)	漁獲金額 (千円)額
えむし							30	0.01	25
しじみ				226	0.70	30	43,200	808	363,600
かき	0	0	0				120	0.02	10
あさり	0	0	0						
はまぐり	0	0	0						
備考									

別表2 漁獲量その他の漁場の活用状況

漁場番号	茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号	茨内共第5号	茨内共第6号	茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号	茨内共第13号	茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
行使権者数	65	44	306	232	187	99	99	99	493	1,239	323	3,250	278
漁業権者	常陸川漁業協同組合	牛久沼漁業協同組合	鬼怒小貝漁業協同組合 関東漁業協同組合 鬼怒利根漁業協同組合 小貝川漁業協同組合	鬼怒小貝漁業協同組合 関東漁業協同組合 鬼怒利根漁業協同組合	鬼怒小貝漁業協同組合 関東漁業協同組合	新利根漁業協同組合	新利根漁業協同組合	新利根漁業協同組合	桜川漁業協同組合 霞ヶ浦漁業協同組合	那珂川漁業協同組合 那珂川第一漁業協同組合	大湊沼漁業協同組合	久慈川漁業協同組合	大北川漁業協同組合
漁業の名称	延べ操業日数(人・日)												
えび		960							30	1,481	346		
こい	10	600	545	73	80	60	50	12	38	743	325	600	0
ふな	10	600	2,343	1,860	195	525	105	40	38	870	295	1,000	18
うなぎ		1,080	2,880	1,985	730			0		37,680	2,169	1,300	18
わかさぎ		600							0	153	158		18
もつこ		960	495	560	50								
たなご		960											
うぐい				0						2,419	152	150	0
にごい				0					0	216			
どじょう			700	500	63								
なまず			195	114									
あゆ				539						54,430	154	14,500	6
おいかわ				169					0	12,005	152	80	
ぼら										1,257	185		
はぜ									0	2,382	333	500	0
かじか										4,522			
やまめ										1,009		1,100	200
いわな												80	0
もろこ		960											
さくらます										581		70	
備考													

別表3 遊漁券発行状況

漁業権漁場	種類	日券・年券	発行枚数
茨内共第2号	雑魚券	日	195
		年	139
茨内共第3号	雑魚券	日	621
		年	109
茨内共第4～6号	あゆ	日	3
		年	15
	雑魚券	日	13
		年	39
茨内共第9～11号	雑魚券	日	3,048
		年	261
茨内共第12号	雑魚券	日	5
		年	163
茨内共第13号	さくらます	日	5
		年	23
	あゆ、やまめ	日	77
		年	134
	雑魚券	日	354
		年	146
	あゆ(投網)	日	0
		年	56
茨内共第14号	雑魚券	日	155
		年	14
茨内共第15号	さくらます	日	2
		年	5
	あゆ	日	1,363
		年	456
	雑魚券	日	126
		年	55
	投網	舟(年券)	5
		日	10
年		0	
茨内共第17号	あゆ、やまめ、いわな	日	730
		年	264
	雑魚券	日	153
		年	12

別表4 魚種別増殖実績

漁場番号		茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号	茨内共第5号	茨内共第6号	茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号	茨内共第13号	茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
漁業者		常陸川漁業協同組合	牛久沼漁業協同組合	鬼怒小貝漁業協同組合 関東漁業協同組合 鬼怒利根漁業協同組合 小貝川漁業協同組合	鬼怒小貝漁業協同組合 関東漁業協同組合 鬼怒利根漁業協同組合	鬼怒小貝漁業協同組合 関東漁業協同組合	新利根漁業協同組合	新利根漁業協同組合	新利根漁業協同組合	桜川漁業協同組合 霞ヶ浦漁業協同組合	那珂川漁業協同組合 那珂川第一漁業協同組合	大湊沼漁業協同組合	久慈川漁業協同組合	大北川漁業協同組合
ふな	公示	500kg	200kg	345kg 産卵場等	200kg	55kg	300kg	100kg	100kg	360kg	100kg	100kg	350kg	300kg
	実績	500kg	280kg	380kg 産卵場等	180kg	60kg	400kg	100kg	100kg	360kg	95kg 産卵場等	100kg	340kg	300kg
うなぎ	公示		30kg	38kg	38kg	4kg			10kg		150kg	100kg	100kg	5kg
	実績		35kg	38kg	48kg	4kg			10kg		150kg	100kg	100kg	5kg
わかさぎ(卵)	公示		500万粒							400万粒	300万粒	-		100万粒
	実績		0粒							0粒	0粒	0粒		0粒
たなご	公示		-											
	実績		0尾											
うぐい	公示				産卵場等						産卵場等	産卵場等	470kg 産卵場等	-
	実績				産卵場等						河床耕耘	産卵場等	300kg 産卵場等	0kg
あゆ	公示				150kg 産卵場等						250kg 産卵場等	産卵場等	2,000kg 産卵場等	250kg 産卵場等
	実績				150kg 産卵場等						420kg 産卵場等	産卵場等	2,339kg 産卵場等	250kg 産卵場等
かじか	公示										1,000尾			
	実績										1,140尾			
やまめ稚魚	公示										5,000尾		40,000尾	-
	実績										5,000尾		40,000尾	0尾
やまめ成魚	公示										-		800kg	750kg
	実績										0kg		800kg	750kg
いwana稚魚	公示												3,000尾	-
	実績												0尾	0尾
いwana成魚	公示												-	-
	実績												0kg	0尾
さくらます	公示										100kg		100kg	
	実績										100kg		100kg	
備考											しじみ100 kg			

漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(内水面漁場管理委員会)

第一百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県(海区漁業調整委員会を置くものに限る。)で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 漁業権の種類及び免許番号

二 報告の対象となる期間

三 資源管理に関する取組の実施状況

四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

五 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

内水面における第1種及び第5種共同漁業の漁場計画(令和6年から令和15年)概要

1. 公示番号 (茨内共)	1	23	24	1. 公示番号 (茨内共)	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17
(1) 漁業種類等	第1種共同漁業			(1) 漁業種類等	第5種共同漁業												
ア 漁業種類	第1種共同漁業			ア 漁業種類	第5種共同漁業												
えむし			○	えむし													
しじみ		○	○	しじみ													
かき	○		○	かき													
あさり	○			あさり													
はまぐり	○			はまぐり													
えび				えび		○							○	○	○		
こい				こい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふな				ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うなぎ				うなぎ		○	○	○	○			○		○	○	○	○
わかさぎ				わかさぎ		○							○	○	○		○
もつご				もつご		○	○	○	○								
ひがい				ひがい													
たなご				たなご		○											
うぐい				うぐい				○						○	○	○	○
にごい				にごい				○					○	○			
どじょう				どじょう			○	○	○								
なまず				なまず			○	○									
あゆ				あゆ				○						○	○	○	○
おいかわ				おいかわ				○					○	○	○	○	
ぼら				ぼら										○	○		
はぜ				はぜ									○	○	○	○	○
かじか				かじか										○			
やまめ				やまめ										○		○	○
いわな				いわな												○	○
もろこ				もろこ		○											
さくらます				さくらます										○		○	
ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで			ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで												
(2) 漁場の位置 (代表河川名)	利根川	那珂川	酒沼 酒沼川	(2) 漁場の位置 (代表河川名)	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	酒沼 酒沼川	久慈川	大北川
3. 漁業権者(漁協)	はさき	那珂川 那珂川第一	大酒沼	3. 漁業権者(漁協)	常陸川	牛久沼	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	鬼怒小貝 関東	新利根	新利根	新利根	桜川 霞ヶ浦	那珂川 那珂川第一	大酒沼	久慈川	大北川
4. 免許日	令和6年1月1日			4. 免許日	令和6年1月1日												
5. 存続期間	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで			5. 存続期間	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで												